

別表1－1（ワンストップ相談窓口の設置）【既存】

市町村が実施する創業支援等事業（丸森町）

創業支援等事業の目標
<p>丸森町商工観光課に創業支援担当窓口を置くとともに、町の委託事業により町内の空き施設等にビジネスサポートセンターを新たに設置し、ワンストップ相談窓口を設ける。</p> <p>平成26年度の丸森町商工会における創業に係る窓口相談者が2人あったが、創業までは至らなかつたことを参考として、本計画に基づく本町の事業実施により、支援対象者数25人、創業者数2人を目標とする。</p> <p>(目標数)</p> <ul style="list-style-type: none">・創業支援対象者数25人 創業者数2人
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p>＜相談窓口＞</p> <p>町商工観光課に創業支援担当窓口を置くとともに、町の委託事業により町内に専門家を配置したビジネスサポートセンターを開設して、相談内容に応じて支援事業の情報提供や参加促進を行い、適切な支援機関の窓口や支援事業、町の担当部署などにつなぐワンストップ相談窓口を設ける。</p> <p>＜創業に必要な要素と各連携機関が担う役割＞</p> <ol style="list-style-type: none">1. ターゲット市場の見つけ方 ビジネスサポートセンターが連携し市場ニーズを把握し、情報提供する。2. ビジネスマodelの構築の仕方 ビジネスサポートセンターが顧客、ニーズへの対応、採算性についてアドバイスを実施するとともに、町が創業に向けた支援を図る。3. 売れる商品・サービスの作り方 ビジネスサポートセンターが、商品・サービスに対するアドバイスや事業者連携のためのマッチング支援を行う。4. 適切な価格の設定と効果的な販売方法について ビジネスサポートセンターが、販路開拓のためのマッチング支援を行う。5. 資金調達 空き店舗等活用・承継事業（別紙1－2）の要件を満たす者には、町が補助金を交付するほか、ビジネスサポートセンターが、資金調達へのアドバイスや金融支援を町内金融機関や日本政策金融公庫と連携して行う。また、書類作成の補助、補助金等の申請書の作成支援を行うとともに、県や町が公的制度融資や利子補給を行う。6. 事業計画書の作成 ビジネスサポートセンターが、事業計画書の策定について町内金融機関と連携してアドバイスを行う。7. 許認可、手続き ビジネスサポートセンターが、創業手続き・許認可についてアドバイス、関係機関への連絡を行う。8. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性 町及びビジネスサポートセンターが、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的にアドバイスを行う。 <p>＜創業支援機関との連携＞</p> <p>創業支援機関が支援を行った創業希望者等の情報に対しては、創業希望者の同意を得</p>

つつ、守秘義務に十分配慮しながら、丸森町が創業支援カルテとして整理し管理する。カルテには、製品、販路、販売方法、資金調達、人材等、創業希望者がどういう支援を望んでおり、どういったノウハウが不足しているか分かるようにし、適切な機関に誘導し、創業実現まで関係機関がハンズオンで支援できるようにする。

<特定創業支援等事業について>

町は、創業支援等事業者が1か月以上にわたり開催する「ビジネススクール（別表2）」を受講し、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4つの知識を身に付けた者について「特定創業支援等事業」を受けた者とし、町が証明書を発行する。

<各事業の共通事項について>

- ・本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を町が把握することとし、創業希望者・創業者に対するアンケート調査により常に体制を改善していくこととする。
- ・特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業支援対象者に対しては、その後の創業の有無や事業進捗等を電話、メール等にて確認する。
- ・創業後についても、町とビジネスサポートセンターとが連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていくとともに、成功事例については、町の広報誌やホームページへの掲載、プレスリリース等により広くPRする。
- ・公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業者に対しては、創業支援サービスを行わない。各連携機関もこの方針を徹底する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・丸森町商工観光課に担当窓口を設置するとともに、町の委託事業により町内に専門家を配置したビジネスサポートセンターを設置してワンストップ相談窓口とする。また、関係機関とも連携のうえ、窓口設置のパンフレットを作り、連携機関の窓口にそれぞれ配架し、幅広く創業者の目に届くようにする。また、町広報誌に加えて、特設WEBサイトを立ち上げるとともに、プロモーション動画を作成して配信するなどして、相談窓口設置等を広くPRしていくこととする。
- ・必要な予算については、町が手当することとする。
- ・各連携支援機関が支援を行った創業希望者等の情報に対しては、個人情報保護に配慮しつつ、丸森町が一元管理を行い、名簿や集計表の作成を行い、創業支援カルテを作成し、関係機関と共有を図る。
- ・関係機関との連携を密にするため、必要に応じて関係機関担当者の連絡会議を開催し、各機関の活動状況、改善点について情報共有を行う。

計画期間

平成27年4月1日～令和5年3月31日

変更箇所については平成30年12月26日～令和5年3月31日

別表1－2（空き店舗等活用創業者への補助）【既存】

市町村が実施する創業支援等事業（丸森町）

創業支援等事業の目標
<p>空き店舗等活用・承継事業に対して補助を行うことにより、創業実現と創業後の経営安定化を支援する。</p> <p>平成26年度の補助実績は1件であったが、町内での店舗の移転によるものであり創業に対する補助は0件であった。</p> <p>当事業の周知・活用を図り、支援対象者数5人、創業者数2人を目標とする。</p> <p>（目標数）</p> <ul style="list-style-type: none">・創業支援対象者数5人 創業者数2人
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>（1）創業支援等事業の内容</p> <p>町では、創業支援等事業として、空き店舗等活用・承継事業に対して補助を実施することにより、創業時の設備投資等の負担軽減を図る。</p> <p>【対象補助】</p> <p>空き店舗等活用・承継事業補助金</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none">①町内の商業活動を中止した、もしくは商業活動の休止が見込まれる店舗、又は空き家を活用すること。②開業者が同一店舗で開業する最初の事業であること。③開業者が町内に住所を有するか、又は町内に住所を有する者を雇用すること。④開業者が事業を営むにあたっての一定の経験等を有していること。⑤統計法第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類に掲げる産業のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける事業でないこと。⑥丸森町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員が行う事業でないこと。⑦開業者が納付すべき市町村税の滞納をしていないこと。⑧開業後3年以上継続して営業又は運営する事業であること。⑨週4日以上かつ1日につき5時間以上営業又は運営する事業であること。⑩開業者が丸森町商工会の会員に加入しているか、又は会員となる資格を有した段階で速やかに加入する意思を持っていること。⑪事業計画書の作成にあたって、丸森町商工会もしくは丸森町認定連携創業支援等事業者と協議を行うこと。 <p>【補助対象経費】</p> <p>空き店舗等の改裝費及び器械設備費とし、1事業50万円以上のものとする。</p> <p>【補助金額】</p> <ul style="list-style-type: none">・基本補助金 空き店舗等の改裝費及び器械設備費　限度額100万円 ※空き店舗等の改裝費及び器械設備費に要する費用の3分の1以内の額。 (国、県、その他機関の補助事業の対象となった経費は対象外)・加算補助金 町内業者の施工による加算　限度額50万円 ※算定した基本補助金額の2分の1以内の額。 (改裝・機械設備の施工を行う事業者が、主たる事務所を町内に有する場合に加算)

(2) 創業支援等事業の実施方法

町商工観光課に窓口を設置し、隨時、相談や申請受付の対応を行う。
また、周知チラシ等を作成して窓口や、新たに設置するビジネスサポートセンター内に置くほか、町ホームページなどWEBを活用して当該制度の周知徹底を図る。

計画期間

平成27年4月1日～令和5年3月31日
変更箇所については平成30年12月26日～令和5年3月31日

別表2－1（ビジネススクール）【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（株式会社MAKOTO WILL）

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 株式会社MAKOTO WILL
(2) 住所 宮城県仙台市若林区清水小路6－1
(3) 代表者の氏名 代表取締役 菅野永
(4) 連絡先 TEL：022-352-8850 FAX：020-4623-4541 担当者：島征史
創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none">・ビジネススクールは、創業希望者の経営基礎を修得する機会として開設し、年1回5人を対象とし、うち2名について、1年以内の創業を目指す。・平成26年度における関係機関（丸森町商工会）の創業に係る窓口相談者が2名だったが、町が設置するビジネスサポートセンター等と連携を図ることにより、2倍以上の5名の受講者を目標とした。・受講終了後もフォローすることにより創業実現まで支援を行うこととし、2名の創業を目指す。 <p>(目標数)</p> <ul style="list-style-type: none">・創業支援対象者数5人 創業者数2人
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p>＜ビジネススクール＞【拡充・特定創業支援等事業】</p> <p>創業希望者を対象とする複数人向けビジネススクールを年1回（全6コマ、1コマ90分）と個別対応ビジネススクール（随時）を実施する。</p> <p>受講終了後も丸森町商工会の指導員やビジネスサポートセンターがフォローすることとし、金融機関とも連携しながら支援を行う。複数人向けビジネススクールの開始時期はおおむね10月～11月で、以下のテーマについて専門家の講義を実施する。</p> <p>個別対応ビジネススクールは、複数人向けビジネススクールで必要な知識を身に着けることができなかつた方の希望に応じて講義を実施する。</p> <p>ビジネススクールを4回以上受講し、4つの知識（経営、財務、人材育成、販路開拓）全てを身につけた者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。</p> <p>「ビジネススクール」（案）</p> <p>①複数人向けビジネススクール</p> <ul style="list-style-type: none">・マーケティング【経営】【販路開拓】・ビジネスアイデアの出し方【経営】【販路開拓】・組織マネジメント基礎【経営】【人材育成】・アカウンティング基礎【経営】【財務】・資金調達基礎【財務】・先輩企業家講演【経営】【人材育成】 <p>※【】は身に付く知識</p>

② 個別対応ビジネススクール

- ・【経営】 【販路開拓】 【人材育成】 【財務】 のいずれかに関する個別講義

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・ビジネスサポートセンター内や町の会議室を会場に実施することとし、会場準備、機材の準備等をはじめ、カリキュラムの策定、講師選定を株式会社MAKOTO WILLが行う。ビジネスサポートセンターの特設WEBサイトで施策のPRを行う。
- ・ビジネススクールへの参加意欲の惹起について、人材育成団体である一般社団法人YOMOYAMA COMPANYと連携を行う。
- ・卒業生については、県などの公的融資制度、町の空き店舗等活用・承継事業の補助制度を紹介、積極的に活用してもらうこととし、連絡会議において、事業の進捗、その後の状況など情報共有を行う。
- ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得て、事業終了後直ちに町に提出する。
- ・名簿の管理については、個人情報保護法等を遵守する。

計画期間

平成27年5月20日～令和5年3月31日

変更箇所については平成30年12月26日～令和5年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第3回認定日以降の申請が対象となる。

別表2－2（ビジネススクール）【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（角田市創業支援協議会）

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 角田市創業支援協議会（かくだ創業スプラウト（構成団体：角田市、角田市商工会、株式会社七十七銀行、株式会社仙台銀行、仙南信用金庫、株式会社日本政策金融公庫、株式会社veee11）） (2) 住所 宮城県角田市角田字大坊41番地 (3) 代表者の氏名 会長 加藤泰彦 (4) 連絡先 TEL：0224-63-2120 FAX：0224-63-4863 担当者：角田市産業建設部商工観光課商工振興係
創業支援等事業の目標
・ビジネススクールは、創業希望者等の経営基礎を修得する機会として、年1回開設する。 ・10人の受講者を目標とする。 ・受講終了後も各支援機関と協力してフォローアップしていくことにより、創業の実現まで支援を行うこととし、創業者数1人を目標とする。 (目標数) ・創業支援対象者数10人、創業者数1人
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 <ビジネススクール>【既存・特定創業支援等事業】 創業希望者等を対象とするビジネススクールを年1回（全5コマ、1コマ90分）実施する。受講終了後も、各支援機関と連携しながらフォローアップ等の支援を行う。開催時期は概ね8月～9月で、以下のテーマについて専門家の講義を実施する。講義のうち、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく☆のついている講義を全て受講し、全体の8割以上に出席した者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。 「ビジネススクール」（案） ・新規事業立上論【委託業者】〈経営〉☆ ・資金調達概論、アカウンティング基礎【委託業者】〈財務〉☆ ・組織構築論【委託業者】〈人材育成〉☆ ・マーケティング基礎【委託業者】〈販路開拓〉☆ ・先輩起業家講演【委託業者】 ※【】は予定される講師の所属等 (2) 創業支援等事業の実施方法 ビジネススクールは角田市内の施設において実施することとし、会場準備、教材の準備等の事務手続き及びカリキュラムの策定等をかくだ創業スプラウトが行う。角田市及び角田市商工会に加え、丸森町及び丸森町商工会等の広報誌やホームページ、窓口への配架等

でPRを行う。

卒業生については、各支援機関と協力してフォローアップを行い、支援機関の担当者会議において、事業の実績、その後の状況など情報共有を行う。

特定創業支援等事業を受けた者としての資格を満たした者については、個人情報の取り扱いの了解を得て、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成する。また、名簿の管理については、個人情報保護法等を遵守する。

計画期間

平成30年12月26日～令和5年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関する証明書の発行については、改正法第3回認定日以降の申請が対象となる。

別表3－1（高校生まちづくり塾）【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（一般社団法人YOMOYAMA COMPANY）

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 一般社団法人YOMOYAMA COMPANY
(2) 住所 宮城県伊具郡丸森町字上滝東26番地1
(3) 代表者の氏名 代表理事 佐藤眞由
(4) 連絡先 TEL：080-5227-1025 担当者：佐藤眞由
創業支援等事業の目標
・地域の資源を活かした創業による地域経済の活性化に向けて、地域内潜在起業家の裾野を広げることを目指し、高校生を対象にした「高校生まちづくり塾」を行う。 ・高校生10人の参加を目標とし、地域資源や創業への興味関心を喚起するよう支援を行う。また、受講者にアンケート調査を実施し、創業に関心を持った方が2人以上となることを目標とする。創業に関心を持った方には、将来の創業に向け創業支援等事業で引き続き支援する。
(目標数) ・創業機運醸成事業の対象者数10人
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 丸森町内唯一の高等学校である宮城県立伊具高等学校を始めとする町内および近隣市町に通学する高校生の中から希望者を対象に「高校生まちづくり塾」を開催する。 セミナーやワークショップのほか、地域の方々と交流・地域への理解を深めるためのフィールドワーク、座学を実施する。 受講者がマイプロジェクト（※興味や課題意識のあるテーマにアプローチするために受講者自身が取り組むプロジェクト）の作成をとおして、自発的な行動を促すことで、学習や経験を積む機会を増やしていく。 実践を重ねることで「自分の力が地域に生きている」という自己有用感を高めながら郷土愛の醸成を図ると同時に、チャレンジマインドを醸成し、創業を含め継続的に地域を担う人材としての育成を目指す。 開催時期はおおむね6月から翌年1月までを予定し、下記テーマに基づいて実施する。 「高校生まちづくり塾」（案） ・自分と地域を知るためのセミナー、ワークショップ ・フィールドワーク、地元学の実施 ・マイプロジェクトの作成及び生徒のテーマやフェーズに合わせたサポートの実施 ・地域の方々に向けたマイプロジェクト発表会の実施
(2) 創業支援等事業の実施方法 ・一般社団法人YOMOYAMA COMPANYが会場及び機材の準備等をはじめ、カリキュラムの策定、講師選定等の運営全般を行う。

- ・伊具高等学校、町内の会議室、町内事業者の拠点等を会場に実施する。
- ・一般社団法人YOMOYAMA COMPANYのホームページやSNS、ビジネスサポートセンターの特設WEBサイト等で事業の周知、PRを積極的に行い、丸森町も連携して広報を行う。
- ・受講者に対して、伊達ルネッサンス塾、ビジネススクールへの参加を促し、継続して地域との関わりを持ちながら、町内での起業や創業へ繋がるよう引き続き支援する。
- ・ビジネススクール等の創業支援事業について、創業支援機関である株式会社MAKOTO WILLと連携を行う。
- ・受講者にアンケートを実施し、アンケート結果をもとに次回の開催内容を変更する。
- ・受講者情報の管理については、個人情報保護法等関連法規を遵守する。

計画期間
平成30年12月26日～令和5年3月31日

別表3－2（伊達ルネッサンス塾）【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（一般社団法人YOMOYAMA COMPANY）

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 一般社団法人YOMOYAMA COMPANY
(2) 住所 宮城県伊具郡丸森町字上滝東26番地1
(3) 代表者の氏名 代表理事 佐藤眞由
(4) 連絡先 TEL：080-5227-1025 担当者：佐藤眞由
創業支援等事業の目標
・地域の資源を活かした創業による地域経済の活性化に向けて、地域内潜在起業家の裾野を広げることを目指し、高校生～30代の創業無関心層等を対象にした「伊達ルネッサンス塾」を行う。 ・創業無関心層や、興味・意思はあるが具体的に何がしたいかが不明确な方10人の参加を目標とし、未来に向けて継続的にチャレンジする人材に成長するための支援を行う。また、受講者にアンケート調査を実施し、創業に関心を持った方が2名以上となることを目標とする。創業に関心を持った方には、将来の創業に向け創業支援等事業で引き続き支援する。
(目標数) ・創業機運醸成事業の対象者数10人
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 丸森町をはじめとした宮城県南地域の高校生～30代の創業無関心層や、興味・意思はあるが具体的に何がしたいかが不明确な方を対象に、「伊達ルネッサンス塾」を開催する。 受講者は、半年間をかけて、自分自身が理想とする未来像・社会像〈VISION〉を描き、実現に向けた中長期アクションプラン（※マイプラン）を作成する。 全6回のカリキュラムでは、1～5回目に地域内外で活躍している実践者や伊達ルネッサンス塾のOB・OGをゲストに迎えたセミナーと受講者によるマイプランのプレゼンテーション及びプラッシュアップを行いながら、ゲストや伴走者によるアドバイスを参考にしながらマイプランを練っていき、6回目に地域内外の参加者の前で発表し、継続的に地域とつながりながらマイプランを実践できる機会を設ける。 実施期間中は、受講者一人ひとりにメンターが伴走し、マイプランのプラッシュアップを随時行いながら、受講者の成長に寄り添うことで、受講者自身の想いをかたちにし、アクションを起こしやすくなるようサポートを行う。 開催時期はおおむね6月から翌年1月までを予定する。
(2) 創業支援等事業の実施方法 ・一般社団法人YOMOYAMA COMPANYが会場及び機材の準備等をはじめ、カリキュラムの策定、講師選定等の運営全般を行う。 ・町内の会議室、町内事業者の拠点等を会場に実施する。

- ・一般社団法人YOMOYAMA COMPANYのホームページやSNS、ビジネスサポートセンターの特設WEBサイト等で事業の周知、PRを積極的に行い、丸森町も連携して広報を行う。
- ・受講者に対して、ビジネススクールへの参加を促し、継続して地域との関わりを持ちながら、町内での起業や創業へ繋がるよう引き続き支援する。
- ・ビジネススクール等の創業支援事業について、創業支援機関である株式会社MAKOTO WILLと連携を行う。
- ・受講者にアンケートを実施し、アンケート結果をもとに次回の開催内容を変更する。
- ・受講者情報の管理については、個人情報保護法等関連法規を遵守する。

計画期間
平成30年12月26日～令和5年3月31日